

墨田区総合教育会議

議事録

1 日時等について

日時	平成30年8月30日(木) 午後3時00分		
場所	区役所17階 第1委員会室		
開会	午後3時00分		
閉会	午後4時57分		
出席者			
区 教 教 教 教	育 育 育 育	長 員 員 員 員	山 加 雁 阿 坂 浅
			本 藤 部 部 根 松
			亨 裕 隆 博 慶 三
			之 治 道 子 平
説明のために出席した職員			
副 企 企	区 画 画	長 室 室	高 岸 郡
			野 川 司
			祐 紀 剛
			次 子 英
(行政改革推進担当課長事務取扱)			
政 公 財 総 福 厚 都 危 都 子 子 子 教 教	策 共 政 務 祉 生 市 機 市 ど 育 育 育 育 育	担 設 担 務 保 生 計 管 整 も て て 育 育 育 育 育	当 マ 当 部 部 課 画 理 備 も て て 育 育 育 育 育
			小 戸 大 小 青 須 渡 酒 田 岩 浮 高 後 宮
			板 戸 大 小 青 須 渡 酒 田 岩 浮 高 後 宮
			橋 梶 竹 暮 木 藤 辺 井 中 佐 田 橋 藤 本
			一 大 介 人 剛 司 男 春 明 郎 宏 之 宏 幸
(庶務課長事務取扱)			
学 指 す 地 ひ	務 導 み 域 き	課 室 だ 域 き	西 横 石 石 高
			村 山 原 岡 村
			克 圭 惠 克 弘
			己 介 美 己 晃

2 議題について

- (1) 墨田区教育施策大綱に係る事業について
- (2) 墨田区教育施策大綱に係る教育課題について

3 議事の内容について

区長 ただ今から、第9回墨田区総合教育会議を開会します。本日は、教育施策大綱にかかる事業の進捗状況の確認と教育課題について協議したいと考えています。6月18日に起きた大阪の地震、また、集中豪雨、台風と災害が続きました。そして、5月には、新潟で下校途中の女兒が殺害される事件もありました。教育課題では、こうした災害や子どもに関わる犯罪への対策についてと、いじめ・不登校への対応について協議したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議題1 墨田区教育施策大綱に係る事業について

区長 それでは、議題の(1)墨田区教育施策大綱にかかる事業の進捗状況について、事務局から説明してください。

教育委員会事務局次長 お手元の資料、墨田区教育施策大綱に係る主な事業の進行管理表(平成29年度事業)を中心にご説明させていただきます。教育施策大綱につきましては、目指す子どもの将来像を大きく二つ掲げておりまして、その後に施策の方向として三つ施策を掲げております。一つは区立学校にかかる施策、二つ目が家庭・地域にかかる施策、三つ目が教育の今日的課題ということで、それぞれの大きな施策の方向の下に事業等が集合されているという組立をしております。事業ごとにご説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。(1)区立学校にかかる施策です。最初に学力向上の項目が書かれておりまして、1番と2番、学力向上、新すみだプランの推進ということで、区の学力状況調査を行い、それをもとに学力向上のさまざまな施策を展開しております。今年度4月に行われた学力状況調査では、小学校低学年、中学年を中心に改善が見られ、基礎的な学力の向上、定着が窺え、学力は向上の方向にあると考えておりますが、今後は学力低位層の底上げが必要ですので、そのための施策を展開していきたいと思っております。2番の授業改善プランですが、区の学力状況調査をもとに1年間のPDCAサイクルを実施しておりまして、学校において全体計画、それから各教員における個別のプランを作成しており、4月の学力状況調査の結果に基づいて夏に計画を策定し、秋以降に取り組みを推進していくサイクルを実施しております。続いて、2ページです。4、5、6番につきましては、それぞれの具体的な内容です。4番は習熟度別指導ということで加配教員による算数・数学、それから英語の習得度別授業を展開しております。5番につきましては、教育委員会、それから校内で教員の研修を実施しております。6番につきましては、特色のある学校づくりということで推

進校、あるいは研究協力校ということで各学校での研究をそれぞれのテーマに基づいて実施しております。それから3ページの7番、ICTを活用した教育ですが、タブレット端末の貸与や普通教室、特別教室に電子黒板を整備しております。それを活用した授業を各学校で展開しており、研究してもらっております。それから一番下、ふりかえりシート、これは復習教材ですが、こういった教材開発や指導のポイント等を開発して、学校ICTにデータベース化して学校で活用しております。8番、幼保小中一貫教育の推進ですが、昨年度、計画の改定をいたしました。30年度からの5か年間の計画を策定しまして、新たな展開をしております。各ブロックにおいて、学習指導それから生活指導上の取り組みについて推進していくこととしております。それから9番、幼児教育の充実につきましては、今年度から幼稚園教育要領が改訂されています。幼稚園、幼児教育の質の向上に向けて研修、取り組み等しております。続いて4ページ、5ページをご覧ください。11番、12番については学校図書館の充実、それから学校と図書館の連携強化ということでさまざまな施策をしております。学校図書館に、学校司書要員を週2回派遣していることをはじめ、区立図書館と学校図書館の連携、それから各学校の担当教員対象の研修をひきふね図書館と連携して実施しております。図書館を使った調べる学習コンクールも実施しております。12番についても、図書館でさまざまな事業を展開して読書活動の推進を図っています。続いて6ページの15番、小学校英語の教科化ということで、2020年に小学校の学習指導要領の完全実施ということで、小学校5、6年の英語が教科化されますので、それに向けての準備です。英語教育推進リーダーを中心に英語の研修、英語活動の研修会、校内研修会、区教委の研修等を充実させて備えています。16番、ネイティブティーチャーによる効果的な授業の展開ということで、外国人講師を各学校に派遣し、担任もしくは授業担任と一緒に英語教育を推進しております。それから17番、中学生の海外派遣です。29年度から始まりましたが、オーストラリアへ夏休み中に10日間派遣しております。本年度も同じ時期に実施をしています。続きまして、18番、特別支援教育充実のために各研修会、指導法の講習を行い、特別支援教育の充実を図っているところです。それから19番につきましては、特別支援教室の整備ということで、小学校については30年度から全校に特別支援教室を設置して、巡回指導の実施をしております。今後は中学校に展開していく予定です。続いて9ページです。21番の人権教育の推進では、教員への研修を中心に指導の充実を図っております。それから22番、道徳教科化への対応です。今年度から小学校の道徳が教科化されておりますので、道徳教育推進教師連絡会の開催、研修会の開催等々、各職層に応じた研修をしております。それから11ページ、23番のいじめ問題の対応ですが、こちらも各学校に担当者を置いて、連絡会、研修会を実施しています。いじめについては条例化もされておまして、教育委員会としても防止プログラム等を作っております。昨年は国、東京都の方で基本方針や総合施策内容の一部変更がありましたので、それを受けて本区

においても教育委員会いじめ防止プログラムを改定し、教職員向けの対応マニュアルを作成して、具体的な例示をしています。それから25番、不登校問題の対応ということで、不登校対応担当者を学校に置いて、連絡会、研修会を実施しております。27番、28番で教育相談室やスクールサポートセンターで実際に課題が生じた場合については相談業務や適用指導教室等で連携して、問題解決を図っております。それから26番、帰国・外国人の児童・生徒への対応ということで、通訳派遣や日本語通級指導、すみだ国際学習センターでの個別指導を行っております。続いて12ページ、体力向上についても各学校が計画を作って体力向上に努めており、昨年度は小学校6年以外の全ての学年において東京都の平均を上回っております。30番につきましては、食育の推進です。これも学校の給食を通じて食育教育を充実させていくとともに、教育委員会でも親子料理教室等々行って、食育の充実を図っております。続いて、(2)家庭・地域にかかる施策ですが、家庭・地域教育力の向上ということで、さまざまな事業を展開しております。自主的な活動に対する支援、助成ですとか、地域の学習について支援をしております。14ページ、32番、小学校すたーとブック、これは小学校入学前の5歳児の保護者を対象に、小学校に入るに当たっての啓発冊子を配布しております。小学校6年にはプレブックを配布して中学校の入学準備をしてもらっております。それから、学校と地域の協働ということで、すみだスクールサポートティーチャー、これは放課後学習など、ボランティアの募集をして活用しております。それから35番の学校支援ネットワーク事業ですが、これは外部講師を登録して、出前授業等各学校に派遣しております。現在258メニューの登録をしております、昨年度は延べで1,228人を派遣、延べ342校に対して行っております。それから36番、防災教育の推進ということで、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育、それから地域と連携した訓練等を実施しております。37番につきましては、学校運営連絡協議会の運営ですが、各学校で年3回実施しています。今年度は都型コミュニティスクールということで、基本的な学校の運営や、地域との学校の協働的な取り組みについての協議の場の設定をして推進をしております。続いて38番以降です。郷土文化の歴史に関する教育の推進ということで、すみだ郷土文化資料館、すみだ北斎美術館を活用した教育活動を展開しております。それから39番、図書館による情報発信、40番の文化財の調査・普及における文化財の活用。教育はもちろんですが観光や地域振興へ、そういうものの活用を図る取り組みをしております。続いて18ページです。(3)教育の今日的課題ということで、教育委員会としては42番の放課後子ども教室を現在19校で実施しております。全校実施してもらえるようにしていきたいと考えています。続いて19ページ、45番です。オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みということで、各学校で年間指導計画を策定してオリンピック・パラリンピック教育を実施しております。これは昨年度も実施しております。オリンピックに向け、また、その後のレガシーも視野に入れた展開をしております。それから46番、総合教育セ

ンターの整備ということで、教育支援センターの整備をしております。続いて20ページ、学校施設維持の管理ということで、現在、吾嬭立花中学校の建築をしております。それから非構造部材の耐震化ということで、必要のある学校にガラス飛散防止フィルムを張っております。そのほか49番、学校ICT推進ということで、普通教室、特別教室の電子黒板を配置して、タブレット端末を使った教育環境の充実を図っております。今後は子どもに対してのタブレット端末活用を図るために、モデル校を小・中1校ずつ決めて、教育活動の研究をしてまいります。

区長 続きまして、この中の41番を青木福祉保健部長、43番と44番を岩佐子ども・子育て支援部長から説明をお願いします。

福祉保健部長 それでは41番、墨田区子どもの未来応援取組方針の策定についてご説明します。昨年度の事業の実施状況ですが、昨年、都が調査をいたしました東京都子供の生活実態調査のデータの提供を受けまして、区独自の詳細分析を実施いたしました。この結果を受けて墨田区子どもの未来応援取組方針を策定し、関係各課において、子どもの未来応援体制を整えてまいりました。次に成果ですが、本年3月15日、区民福祉委員会におきまして、この取組方針の決定報告をいたしました。次に今年度以降の取り組みです。所管する各課におきまして、この取り組み方針に基づいて所管事業の中でそれぞれが検討し、同時に国や都の動き、補助金ですとかそういったものを捉えまして対策事業を計画的に進めてまいります。

子ども・子育て支援部長 続きまして、子ども・子育て支援部に係る事業についてです。二つございます。一つは、18ページの放課後子どもプランの推進の42番、学童クラブです。平成29年度の実施状況ですが、29年4月における学童クラブの待機児童数は187名であったことから、同年7月に定員24名の学童クラブを1室、30年4月に定員20名の学童クラブを1室、それぞれ新規に開設し、このほかの定員拡大と併せまして定員を1,764名とし、33%の増を行いました。しかし、定員増を上回る申し込みがあったことから、残念ながら結果として待機児童の減少とはなりませんでした。こうしたことも踏まえまして、30年度以降は引き続き学童クラブの増設を行っていくほか、放課後子ども教室との連携などにつきましても検討していきたいと考えております。続きまして二つ目ですが、次のページの44番、「子ども・子育て支援新制度」の推進です。平成29年度の実施状況といたしましては、次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画につきまして、中間年での見直しを行っております。見直しに当たりましては、28年度に実施したニーズ調査の結果ですとか、人口・保育需要等の情報を踏まえまして、6回にわたる子ども・子育て会議での意見交換を行うなど、区民等の参加のプロセスはある程度確保できたと考えております。30年度以降は、この計画に基づく事業の推進を図るほか、32年度から新たな計画期間を迎えます次期計画の策定に向けましてニーズ調査の実施、子ども・子育て会議での諮問、協議、こうしたことを進めてまいります。

区長 ただいまの説明の中で、教育委員会から質問や補足等ある方、挙手をお願いいたします。49にわたる事業を整理してざっと主なものを説明してもらいました。進捗報告ということですので、これをしっかり確認しながら引き続きやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。今聞いた中で一つ感想としては、この教育施策大綱は随分議論をして、また議会の皆さんにもお諮りをしながら平成28年6月に作成したことを改めて思い出しました。その中で、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うことを掲げながら、目指す子どもの将来像、これは事あるごとに子どもたちにも、それから学校現場の先生方にもお話をしていますが、その将来像を設定して、人材育成や教育を進めていると改めて感じました。今後とも、区立学校にかかる施策、それから家庭・地域にかかる施策、そして教育の今日的な課題というこの三つの体系について、しっかりと推進していく、これは皆さんにお願いしたいと思います。それから、この会議においても施策の進捗状況について管理をしていきたいと思います。

議題2 墨田区教育施策大綱に係る教育課題について

区長 それでは、議題の2、墨田区教育施策大綱に係る教育課題について、まず防災・防犯ですが、子どもたちを災害や犯罪から守るという視点から、教育委員会で行っている対策や、この6月の地震の後に行った対応など、事務局から説明をしてください。

教育委員会事務局次長 私からは、教育施策大綱に係る今の防災の関係の事業について説明させていただきます。その後、庶務課長から地震等の関係での対応についての説明をさせていただきます。まず、資料の15ページの36番の防災教育の推進です。過去にあった災害等を教訓に防災教育を推進しておりまして、防災ノート等の教材を作って防災教育の推進をしております。平成29年度は小学校18校、中学校7校で地域と連携した防災訓練等を実施しております。また、竪川中学校では防災給食ということで、防災備蓄品を活用した給食等の展開をしているという報告もあがっています。今後につきましても引き続き、防災訓練等を効果的に実施していくとともに、学校においては学校防災計画を作っておりますので、必要に応じて防災計画の見直しを行っていきます。また、今年度から、中学校1年を対象に救急救命講習を全員に実施しており、今後を着実に実施していきたいと思っております。その他、防災の関連では、20ページの47番、学校施設維持管理事業です。躯体の耐震化につきましては終了しておりますが、現在、非構造部材、ガラスの飛散防止でありますとか、天井の修繕ということについて行ってありまして、今年度、事業を終了する方向で進めているところです。そのほか吾嬭立花中学校につきましても、新校舎を改築しており、平成31年の秋に供用開始を目指しています。

庶務課長 続きまして、まず、6月の地震直後に行った対応ですが、当日からブロック塀を使用している学校を緊急調査しまして、技術職員等による現場確認を実施いたしました。さらに、学

校長宛てに同日付で学校施設、特に外周の高い壁、その他施設で危険箇所はないか、翌19日には、通学路で危険箇所はないかなど安全確認を徹底するように通知をいたしました。調査の結果、中学校で1か所、安全性は確認できましたが、既存不適格のブロック塀がございまして、早急に対応し、6月25日に補強工事を完了しました。また、校長会等を通じまして児童・生徒に対する安全指導、安全教育、避難訓練等を実施するように徹底するとともに、各学校で作成しております学校の防災計画を、今回の事態を踏まえ再度点検するように周知を図りました。防犯対策につきましては、保護者向けに情報メールの発信、それから不審者から子どもたちを守るために校内には防犯カメラ、電子錠を設置しています。また、小学校通学路にも防犯カメラを設置するとともに、子ども学校安全ボランティアによる見守りやパトロール等を実施しております。今後も、教育委員会だけではなく、庁内の関係部署やPTA、警察等の関係機関と連携して実施する通学路の合同点検等を含め、子どもたちの安全確保のためさまざまな方策を講じてまいりたいと考えています。

区長 次に、6月18日の大阪地震、そして新潟での女兒が殺害された事件に関して、危機管理担当の対応について説明してください。

危機管理部長 まず、大阪北部を震源とする地震についてですが、6月18日午前7時58分ごろ発生した最大震度6弱の地震でした。関西地方には墨田区と防災協定を提携している自治体がありますが、支援の必要な被害はないということが確認できたことから、協定に基づく支援というのは特にしておりません。また、この地震に関連いたしまして、区内の公共施設のブロック塀の安全点検をしております。道路等に面した場所にブロック塀はありませんでした。通行人等への危険性はありませんでした。隣地との境界線上にブロック塀がある施設が複数ございまして、既に除却済みか、あるいは隣地所有者との調整を踏まえた上で対応することとしております。次に、新潟市女兒殺害事件の関連です。この事件を受けまして、児童・生徒への声かけ事案をはじめ、事件等が発生した場合等の対応について改めて本所、向島両警察署とも確認をいたしました。メールけいしちょう、すみだ安全・安心メールによる区民への迅速な情報提供を行うほか、警察車両や区保有の青色防犯パトロールカーによる重点パトロール等、必要な警戒をすることを確認しております。

区長 続いて、ハード面の管理という点で、大阪の地震や新潟での事件に関して、都市計画部、都市整備部で行った対応について説明してください。

都市計画部長 建築物等の安全性や適正管理を所管しております都市計画部では、大阪の北部地震でのブロック塀倒壊による児童の生命が奪われるという痛ましい事故を受けまして、ブロック塀の所有者、管理者向けにホームページにおいてブロック塀の点検チェックポイントを紹介し、安全点検を行うように注意喚起しております。また、先ほど説明がありました学校等公共施設の

ブロック塀の安全点検とは別に、児童の安全確保の観点から区内小学校全25校の通学路に面する民間が所有するブロック塀や万年塀などにつきましても、目視による状況調査を実施することとし、庁内の協力体制のもと8月中旬から調査を行っているところです。調査の進捗状況ですが、既に目視による第1次現地調査は終えまして、現在、その調査内容をもとに分析、鑑定調査を行っているところです。今後も速やかに調査結果として取りまとめ、その結果をもとにブロック塀所有者への対応とともに教育委員会や各小学校と連携を図り、児童の安全確保に向けた対策を検討いたします。

都市整備部長 都市整備部では、地震発生後、区が管理している全ての公園、児童遊園内のブロック塀の現場調査を行いました。その結果、二つの児童遊園の隣地との境に設置されているブロック塀において安全基準を満たしていないものが発見されましたので、今後の改修方法の検討を行っているところです。その他、通学路の交通安全の取り組みとして、毎年、区内の全小学校25校のPTAの皆様と区管理者、教育委員会、警察署とが意見交換を行うスクールゾーン対策連絡会を開催しています。主な意見としましては、見通しの悪い交差点でのカーブミラーやガードレールの設置、車の「止まれ」の路面表示などの業務があり、道路管理者としてできるところから順に補修を行っております。また、平成27年度に作成しました墨田区通学路交通安全プログラムに従いまして、毎年5校ずつ学校、PTA、区関係者、教育委員会、警察署の各担当者が通学路の合同点検を実施しています。

区長 教育委員会の対応については、後藤次長と宮本参事から説明してもらいました。ここからは委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。そして、最後に教育委員会の方針を、加藤教育長からお話いただきたいと思います。それでは、雁部委員からお願いします。

雁部委員 まず、防災についてお話しさせていただきます。先ほどさまざまな施策の説明がありました。墨田区は全体として区民防災意識は高いと思います。私個人は長年、町会組織で役員を務め、墨田区の地域防災活動拠点会議には当初から参加しております。また、それに伴い、防災組織委員長も務めさせていただいております。今も活動には参加しております。各町会、各自治会が連携をとりながら防災訓練を開催しており、これは大変有意義なことです。一方、学校でも防災訓練を行っております。9月初めには各小学校で実施されています。子どもたちに防災意識を高めてもらう良い機会であると思います。しかしながら、3.11東日本大震災が起きたときは、夜は帰宅困難者、特に区外の方が多く学校は大変混乱しました。地震の前に帰宅した児童が多かったためそんなに混乱はありませんでしたが、これが朝、学校に行ってからすぐ同じような状況になりますと、部外者の方もかなり学校の中になだれ込んでくる可能性があります。そういったときの地域と学校または家庭の連携は、まだまだ十分ではないと考えております。特に今、マンションがかなり増えておまして、地域の活動になかなか参加されていない方が多いので、

ぜひそういった方も学校を交えた防災訓練に参加していただくようなPRが必要ではないかと思
います。もう一つは、墨田区では大規模な防災訓練を行っております。荒川の河川敷や、今度は
錦糸公園で行われると思いますが、各町会・自治会においては小規模の地域でAEDの使い方、
消火器の使い方など、いろいろと防災訓練を行っております。また、先ほども申し上げましたが、
学校が主催したものに地域の方が参加する、あるいは地域主催の防災訓練に子どもたちが参加す
るといった形のものが多いと思いますので、共同の防災訓練、先ほどの後藤次長の説明の中にも
あるように「地域参加型の避難訓練実施を働きかける」とありますが、私は地域参加というより
も学校を拠点として共同で防災訓練を行うことが大事だと思います。なぜかといいますと、子ど
もたちは少ない学校でも200人、多い学校だと500人ぐらいいるわけです。そうすると、そ
の中で一般の方も交えた混乱というのは恐らく皆さん経験していないと思います。訓練は実際に
近い状況を経験するということが大事だと思いますので、ぜひそういった訓練も増やしていただ
ければと思います。

区長 ありがとうございます。それでは、次に阿部委員、お願いいたします。

阿部委員 高齢者や子どもも含めた全ての方にとって、災害は生命や財産を奪う極めて危険度の
高いものですので、ありとあらゆることを想定しなくてはいけないと思いますが、私は特に子ど
もの教育を受ける権利を守るという立場から、教育委員会としては何ができて、あるいは何をし
なくてはいけないのかということを考えました。東日本大震災が起きてから、個人的な係わりか
ら東北地方に支援のボランティアをしたり、あるいはそういう支援に関わっている方と交流をし
たりして、個人的にいろいろ経験したことも踏まえて、私の考え方を申し上げたいと思います。
日本では阪神淡路、それから中越地震、東日本大震災と三つの大災害を体験してしまして、その
都度、皆さん大変な思いと苦労をしながらそれを乗り越えてきた経験がありますので、この経験
はぜひ有効に生かすべきだと思います。私の立場から四つに分けて考えてみたいと思います。一
つは防災の備え、あるいは災害そのものが起きたときの対応をどうするか。それから2番目には、
災害が起きた結果、その直後にどんな状態が到来するのか。それから3番目、学校に関して言え
ば、雁部委員がおっしゃったように、多分いろいろな学校に避難者とか帰宅困難者とかが駆けつ
けるわけですので、大混乱になる。その時に、学校は地域の避難所としての役割をどう担うか、
なおかつ次の段階で学校をどう再開するかということ。4番目としては、子どもたちはいわゆる
社会的な弱者と言うか、大人自体が被災者で大変な思いをしているので、どうしても子どもたち
への対応が後手にならざるを得ないというのが震災時の経験だそうです。なので教育委員会とし
ては、そのあたりに特段の配慮をしながら、子どもたちの教育を受ける権利を早い段階から守っ
ていくこと、これが責務ではないかと思っています。それで、子どもたちは災害を受けつつ、怪
我や場合によっては災害死を目の当たりにしたり、あるいは住まいの中で物が壊れたり、家や財

産が失われたり、家庭が混乱する状況に遭遇します。子どもたちは物すごいショックやダメージを受けると思います。そこでどう心のケアを補っていくかということも教育委員会の大きな責務になると思います。順番に申し上げますと、1番目、まず学校については耐震化や非構造部材への対策、これは大前提です。それから、雁部委員がおっしゃったように、地震の発生時間、朝なのか昼なのか、学校の就学中なのか帰宅後なのかによって、対応が全然違ってくると思いますので、それぞれの時間帯に沿った準備を学校はきちんとしておくこと。次に、この前配られた防災マップを見ても小・中学校が避難所になるわけです。そうすると、その避難所にいろいろな人が駆けつけるので、備蓄なり薬品なり対応できるようなものを備えておく。それから、一番大事なのは子どもの安全確保、そして保護者への引き継ぎです。保護者もそうですし、先生方も被災者になっているので、そうした中でどのような連絡体制をとるかあらかじめ用意しておかなくてはならないと思います。ちなみに私の使っているスマホで今入っているのは墨田の防災アプリです。それが何かのときに連絡なりメールなり手段になるかなと思ひ、ぜひ区としても皆さんに積極的にお伝えしていただきたいと思います。それから地震が起きたときによく言われるのは自助・共助・公助です。まず自分でできること、自分で自分の身を守る訓練は日ごろの家庭や学校、地域での防災訓練でよくトレーニングしてほしいと思います。地震に関しては、事前の準備と日頃の訓練に尽きると思います。2番目に、地震が起きた直後ですが、今申し上げたように、学校が避難所になります。地域の方々が避難に来る、あるいは帰宅困難者が押しかける。そのようなことになると、学校が子どもたちの学ぶ場所から避難所という場所に急に変わるわけです。子どもたちの生育や安全確保と同時に、避難所の運営や管理について、ひとまず学校の先生もスターラインに立たされることになりますので、やはり各教職員がどんなことをするのか、誰と連絡をするのかなどをある程度シミュレーションしておかないと、うまくいかないだろうと思います。これは過去の震災でも経験されたということです。そういうことで学校の先生に負担のかからない形でできるだけ早く行政が引き継ぐ体制が求められます。3番目には学校の再開。阪神淡路の時は、少し記憶が不正確ですが、約2週間後60%でしたか、学校再開にこぎつけたと。子どもたちが学校という元の生活に戻れるように、とにかく早く学校を再開するということを教育委員会としても考えなければなりません。4番目には、心のケアです。子どもたちは東日本の場合、物すごいダメージを受けた子がたくさんいたそうです。その際に、過去の震災等の経験を踏まえ、数日のうちにそういう子どもたちの教育に関して、ホットラインで相談できる、あるいは精神的なケアを相談できるような、そういう体制が組まれたとのこと。子どもたちが早くストレスや恐怖から回復できるような措置も当然に教育委員会としては準備すべきだろうと、こんなことを日ごろ思っています。

区長 続きまして、坂根委員お願いします。

坂根委員 防災に関しまして、私は現在も女性センターの運営委員として、女性の視点から考える防災の研修会、それから自主的な勉強会などで活動しています。具体的には東日本大震災の四、五日後に現地の女性センター関係の方と連絡をとりながら、どういうものがよいか、例えば女性の下着が欲しいとか、洗濯するネットが欲しいとか、それを確認し、すぐに集めて被災地に持っていき、そこで行われた女性会議にも参加しました。阿部委員もおっしゃったように、元気で若く力のある方だけではなく、あまり力のない子ども、それから高齢の方も含め、そういう方に対する視点も必要かなと考えています。学校教育の現場から感じたことを申し上げますと、現場で行っている防災訓練、9月1日に毎年行っていますが、どこの学校もとてもよく訓練しています。子どもたちは一生懸命取り組んでいますし、現場の先生方も本当によくやっていると思います。ただ、1点申し上げたいのは、低学年の子どもの引き取りです。自分の大事な子どもの命のことですから、保護者は必ず、100%来ていただくことにより、本当にそれを実感するということです。その際に自宅までの帰宅ルートを子どもと一緒に歩くと、どういうことになるかも分かると思います。女性センターで以前にウォーキングで防災ドリルというのをやりまして、これは女性センターから本所防災館まで、どこに何があるか、例えばここにスタンドパイプがある、消火栓はここにある、業平小学校にマンホールトイレの井戸ポンプがある、そういうものを見ながら歩きます。夜になったら、公園の灯りはどうなるとか、そういうことを子どもと一緒に考える。そういうこともよいことではないかと思えます。それから、子どもが防災ポーチというものを考えまして、外出時に何かあったときに、こういうものがあつたらよいのではというものを作って個人個人が持つようにする。これは私の防災ポーチですが（実物を見せる）、中に防災防寒用シートや笛などがありまして、これをバッグの中に入れておき、あとはペットボトルがあれば、何とか72時間ぐらい生き延びられるだろうというようなことを考えて作っています。子どもの場合も、避難リュックの中に入れてたりすることを考えるのも必要かなと思えます。もう一つは、安心安全カード、これも私が作ったのですが、連絡先など、子どもの場合は学校名などを。緊急の連絡は、必ずしもスマートフォンを持っているわけではありませんし、あるいはつながらないケースも考えて、紙媒体の物も幾つか持っておくこともいざという時に必要かなと考えております。これらは一つの例ですが、夏休みに家庭や学校で、例えば自由研究で、自分の防災グッズを考えるとよいのではないのでしょうか。それから、避難所について、私もいろいろ講習を受けましたが、避難所には割と元気な人が集まります。では、高齢の方や身体に障害がある方はどうするか。学校の中でどういうところにそういう方の居場所をつくるか全体で考えていく必要があると思えます。また子どもの心のケアですが、一般に避難所には水や食料品、毛布などは備蓄していると思えますが、例えば避難所生活が長引く場合に、本やゲーム、将棋盤とか、そういう子どもの気持ちを安定させるようなものも必要かなと思えます。最後に、墨田区の地域の方は非常に知恵があり、

子どもたちは素直で、また、発想も豊かですから、防災都市として墨田をアピールしていく方向もよいのではないかと思います。意外に商業地域や観光地は防災をうたいません。防災に熱心だというと商業や観光のイメージが悪くなるように考えられているところもあります。しかし、災害はいつ来るかわかりませんから、これだけきちんと防災をしていますとこちらから発信していくことが、これからの墨田区に必要なと思っております。例えば外国人に対する防災ガイド、簡単なものを中学生が作ってアピールするとか、また、防災の標語を防災課で募集して、区の配布物に表示するとかですね。子どもたちの発想を利用して、ぜひ防災都市墨田をアピールしていただきたいと思います。

区長 ありがとうございます。それでは、浅松委員には、犯罪から子どもを守るという視点で、お話をお願いいたします。

浅松委員 学校の防犯体制整備と、通学路における子どもの安全確保の重要性は言うまでもないと思います。私からは、学校への不審者侵入時の緊急対応と、もう一つは、登下校時の通学路における子どもの安全確保という視点でお話したいと思います。まず、学校での不審者対応ですが、文部科学省から平成14年の12月に、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルというものが出ております。私も管理職をしておりましたが、実際には、この危機管理マニュアルを参考に、その学校の規模、敷地を囲む門や塀の状況を含めた施設、設備、それから、教職員数などの特性に応じた役割分担も考慮して、学校独自のものを作成し、定期的に見直していくようにということをおっしゃいました。防災計画の一部に防犯的なもの、緊急対応、危機管理マニュアルのようなものをつけている学校が多いのか、あるいは、独自に危機管理マニュアルを作っているのか、私も墨田区のすべての学校を調べたわけではありませんのでわかりません。防災避難訓練は各学校で行われていますが、不審者の侵入に対する防犯訓練は毎年6月に警察の協力を得て行っていると聞いています。女性警官が不審者役として凶器を持って叫びながら入ってきて、職員の対応を振り切って階段を上がって教室前の廊下まで来る。そこで複数の教職員がさすまたを使って、外に出していくという訓練のようです。平成14年に大阪の事件をうけて、各学校でさすまたを配備して、それを使った防犯訓練をやる時に、私が課題として一番思ったのは、特に小学校ですが、子どもの前でどのように訓練をやっていくかということでした。やはり子どもはショックを受けます。訓練ではありますが、シリアスな場面を見ることで、いろんな心のダメージを受けるのではないかと心配しているのは、いざ緊急にそのような不審者の侵入があったときに、学校としてどのような対応をしていくかということです。改めて危機管理マニュアルを作成できなくとも、きちんと教職員の中で共有して、訓練をしておく必要はあると思います。また、通学路の話に移りますと、安全確保の対象となるのは全ての子どもではありませんが、今いろいろニュースにもなっておりますが、被害を受けやすい小学校低学年の特に女

子児童、あるいは障害のある子どもたちに対する確実な安全対策が今一層求められていると思っております。私が聞いてみましたところ、小学校低学年層で下校する際、墨田区は2時半から3時半前後です。登校の際は、学校によっては補導員がついていきますが、下校の際は恐らく大人はついていない状態です。墨田区は大変地域力がありますので、何かここで工夫ができないのかなと思います。登下校時の安全確保に関する取組事例集というものが平成18年に文部科学省から出ておまして、そこには全国の登下校の安全確保に関する事例が出ております。先ほど話もありましたけれども、土日を使って親子で一緒に通学路を歩いて何か課題はないかと点検し、チェックシートを学校に提出するような事例もありました。少々話が戻りますが、下校の時間に合わせて何かできないのかということで申し上げますと、例えば低学年の下校時に、「これから子どもたちが下校します、皆さん、ご協力ください」と毎日の放送等によって意識することで、犯罪抑止と同時に自然な見守りになります。例えば自分の家の前を掃くとか、それから買い物に出かけるとか、外に出ていただくとか。キャンペーンやイベントだと一時期で終わってしまいがちですが、ルーティンでできたらよいのかなと思います。日中働いている方が多いので、高齢の方が多くなるとは思いますが、そういう合図から子どもたちの見守りができればと思います。それと、2年ほど前に地域安全マップづくりの指導マニュアルが出ております。これから手をつけるところもあると思いますが、学校だけではなくて地域総がかりで関わって、地域ぐるみの安全マップに発展させていけたら理想的かなと思いました。いずれにしても、子どもたちの安全確保の基本は、子どもたちにも自分の身は自分で守るという考えを普段から安全教育で教えていくことが大事なのかなと思っています。

区長 先ほどは防災についてでしたので、防犯について、雁部委員、もしご意見あれば。

雁部委員 今、浅松委員から説明はありましたけれども、子どもたちの安全を守るためにはいろいろな施策を講じる必要があると思います。30年度の取り組みの中に防犯カメラの設置という説明がありましたが、主に通学路だとは思いますが、犯罪防止に役立つと思いますので、防犯カメラはぜひ区の方で常設していただいて、ご協力いただければと思います。あともう一つは、街灯をLED化して昔よりかなり明るいですが、人通りの多いところは明るくなった一方で、一歩路地に入ると真っ暗なところが多々あります。防犯という観点からしますと、暗い道を作らないのが一番よいのではないかと思いますので、ぜひLEDをできるだけ普及していただき、明るい街にしてほしいと思います。

区長 委員の皆さんからそれぞれの切り口で、大変参考になるご提案、それからお考え、ご意見をたくさん頂きました。それでは、加藤教育長から、教育委員会の防災・防犯対策について、方針をお願いしたいと思います。

教育長 私からは、防災対策について、三つの視点からの方針をお話したいと思います。まず、

学校施設の整備ということでは、校舎の躯体の耐震化をやっておりますが、現在、窓ガラス等の飛散防止等の非構造部材について進めています。これは今年度で終了する予定です。また、学校施設の長寿命化ということで、区の公共施設マネジメントも含めて学校の施設の整備を考えていきたいと考えております。それから、防災教育の充実ですが、東京都教育委員会で作成した防災ノートの活用や、避難訓練、保護者の引き取り訓練などを続けていきたいと思っております。さらに、ジュニアレスキューや、地域の総合防災訓練への参加など、中学生の地域への参加も進めていきたいと思っております。今年度から普通救命講習を中学校で、特に1年生は全員受けることになっておりますので、今後は防災教育の中身の充実とともに、将来的に墨田区民の方はすべて普通救命講習をできるようになればと考えております。それから、避難場所について、区の災害対策本部の指示のもと学校を避難所として開設をした時に、児童・生徒の安全確保と避難所の設置という、二つのことを教員が区の職員と一緒にやっていくこととなります。先ほどありましたように、教育活動を再開するにあたり、応急教育計画の策定も学校の防災計画の策定の中に入っておりますので、そういったものを活用して、教育委員会としては、進行管理を行うとともに、総合的に対策しています。続きまして、防犯・安全確保の対策ですが、3点の観点から方針を考えております。まず、ハード面の整備では、先ほど、雁部委員からありましたように防犯カメラを現在通学路や学校内に設置をしております。また、門扉に電子錠、それからモニター付きのインターホン、更に警察の通報用の学校110番、防犯ベルの設置もあります。次に、安全教育の推進としては、児童・生徒自らが身を守る指導が必要ですので、安全マップづくりを更に教育課程の中に位置づけてやっていきたいと思っています。これは低学年に向けても話をしていくことが必要だと考えております。通学路の確認と、防犯訓練やセーフティ教室、それから防犯ブザーの貸与も行っています。三つ目に、家庭・地域の方々に協力をお願いしてまして、見守り活動も行っております。携帯電話を活用した情報発信システムを運用しておりますが、特に地域の方との連携ではPTAの活動である「すみだこどもの110番」のシンボルマーク入りのプレートを、協力していただく家庭や店舗で掲示をしていただいております。今、区内には3,000軒以上あります。それから、育成委員会やPTAによる地域の防犯パトロールも行っていていただいております。また、学校安全ボランティアの見守り活動や、警察官の立ち寄りなどもあります。教育委員会は連携し、総合的に対応していくことが重要だと考えております。先ほど、下校時の問題点がありましたが、墨田の防犯意識は高いということで、すみだこどもの110番のプレートを各家庭やお店に貼っていただくことで、かなり抑止につながるのではと思っています。登下校でも、1人になる時は必ずあるはずですが、先ほど浅松委員の夕方の放送の話もありましたが、こういったシールを貼ることによって、犯罪が起きにくくなるのではないかと思います。ハードの整備も必要ですが、そういった地域との協力も含めて、抑止をしていきたいと考えております。

区長 皆さんの話を伺って、それぞれの視点からそれぞれの課題があるなと感じました。今日は各担当部長等もおりますので、教育委員の皆さんの話をこれからの防災・防犯対策に生かしていけたらよいなと感じたところです。それから、本当にいろんな切り口があるので、これだけをやれば全てが安全とか、これさえやっておけば全部大丈夫ということは確かには感じました。例えば学校の中での防犯対策というご指摘は、確かにそうだなと思いますし、登下校の問題をはじめ、場所や時間によって対応の仕方が変わってきます。子どもたちに自助、それから共助・公助という、そういう意識をつけてもらいながら、どのように自分の身を守り、そして成長していくのか、防災教育をしっかり受けてもらうということも含めて今感じたところです。いずれにしても、阿部委員のお話にもあったように、過去の震災を教訓としなくてははいけません。それから、新潟の痛ましい事件の報道等を含めて、我々は防災にしても防犯にしても、もう一回再点検をしないはいけません。学校現場もそうですし、私たち区長部局も含めて、ここは再点検をして、意識を共有することが一番大事なのかなと思いました。必要に応じて、計画だけでなく事業についても見直してみる、そういう総点検と見直しをする、これは今日のご意見の中で感じたことの一つです。それから加藤教育長のお話にあったように、墨田区の地域力のところで「オールすみだ」で守っていこう、子どもたちを見守って、そして、災害時にも被害者がないようにしていこうという意識の共有を徹底して取り組んでいきたいと思っています。教育とは直接は関係ありませんが、地域力の話でいくと、例えば交通安全協議会で私は座長ですが、年々交通事故が減っています。それから、犯罪認知件数も、先ほどパトロールの話もありましたが、すごい勢いでデータとして減っています。これは、やはり地域の安全に関する意識の高まりだと思います。子どもに関しても同じで、地域みんなで見守って助け合っていく。被害がないようにしていくという「オールすみだ」の取り組みを徹底していきたいというのが私からのお願いと、これからの目標としたい、そんな思いを今伝えさせていただきました。次に、いじめ・不登校についてです。昨年3月、文部科学省がいじめの防止等のための基本的な方針を改定いたしまして、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定したことを受け、今年2月の墨田区いじめ問題対策協議会において、墨田区いじめ防止基本方針を改定いたしました。教育委員会では、墨田区教育委員会いじめ防止プログラムを見直して、教職員用のいじめ対応マニュアルを作ったと伺いました。また、墨田区立学校不登校対策基本方針を策定したとも伺っています。現在、教育委員会で行っている対策など、事務局から説明をお願いします。

教育委員会事務局次長 私から、いじめと不登校に関する事業等について説明させていただきます。今、区長がおっしゃったとおりに、基本的な方向のもとに実施しております。先ほどの教育施策大綱の中の事業の説明でさせていただくと、9ページの 番のようにいじめ防止の各事業をしております。教職員に対する研修でありますとか、それから、10ページにおいては、いじめ

への問題対応ということで、学校の担当者の研修会や、いじめ防止プログラムに基づき、教職員に対する学校内での研修や子どもたちへのいじめに関する授業等を展開して、いじめの対策を進めているところです。それから、先ほどご紹介ありましたとおり、いじめ対応マニュアルについても策定をして、わかりやすく例示したマニュアルを作っています。10ページの後半は、不登校対策ですが、これも先ほど説明したとおり、学校での教職員に対する研修ですとか、実際に不登校になってしまった後の対策が中心になります。11ページの27、28で教育相談ですとかスクールサポートセンターの事業を通して、不登校の解消、学校への復帰を目指していきたいと思っています。いじめも不登校も未然防止を学校中心に行っていくとともに、実際に事例が起ってしまった場合についても、早期対応・早期解決を図っていく方向で、今、事業を進めています。

区長 それでは、また委員の皆さんのご意見を伺った後で、最後に教育委員会の方針を加藤教育長から、お話をいただきたいと思います。それでは、今度は阿部委員からお願いいたします。

阿部委員 私は、いじめについてお話をしたいと思いますが、色々お話しすると長くなってしまいますので簡潔にお話しします。平成25年に、いじめ防止対策推進法ができて、それに則って条例も制定され、更にそのガイドラインに従って墨田区いじめ防止対策基本方針と墨田区教育委員会いじめ防止プログラムというものができました。中身についてはいろいろ意見があるかもしれませんが、いじめの認識や対策、制度については時間とともに整いつつあると思っています。私の個人的な意見を踏まえて申し上げると、この運用に関しては二つ課題があると思います。いじめの事実をどう把握するかということが一つ、それからその把握と対応の過程が公平・公正であるよう、しかもそれが周りから見えてわかるような方法が必要ではないかということです。特に教員の方々は、日ごろから子どもたちと身近に接してよく知っているのですが、逆に言うとそこには思い込みがあるかもしれません。それから事実を調べ、客観的な立場で把握するというトレーニングは、日ごろ教えるという立場にあっては充分かどうか分かりません。弁護士のように、係争事件を扱っているような仕事では、どう事実を把握するかということはある程度トレーニングしますが、調べる権限もない状態で、どこまで本当のことが把握できるのか、これはなかなか難しいだろうと思います。ですからこの辺はスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなど学校にいらっしゃる専門職の方も加わって、第三者的な意見も入れながら事実を把握していくことが求められているのではないかと思います。それから次に、いじめが起きた場合の規定や対策など制度的にはいろいろ充実しつつありますが、ソフト面と申しましうか、いじめをした子どもから被害者をどう守るか、それからいじめをした子どもにどう対処するかということです。学校の教室では、いじめを受ける当事者以外に、それを囲んで見ている、中には煽ったりはやし立てたりする子もいる。それをとりあえず黙って見守っている、そんな生徒もいる。

本来は明るく活発なはずの教室が、いじめという何かゆがみを持った閉鎖空間となってしまった時に、個々のいじめの解決と同時に、いじめをしない、させない、見逃さないという、特にその見逃さないという空気を先生方がどうやって作っていくのか。これが多分ソフトの面で、先生方に求められているものではないかなと思っています。そのためには当然、子どもたちの正義感を育成することや、人権教育を徹底することなどが極めて重要だと思います。もう一つ、先ほどの墨田の教育指針で、子どもたちの将来像の中に出てくることですが、私の意見を申し上げますと、やっぱり子どもたち自身が自尊、自重というか、自分が将来こういうことをやりたい、こんな人になりたいというような一つの目標をきちんと持つこと。要するに、自分の存在価値に自分で気づけば、当然他の子どもたちも自分と同じように尊重される存在なのだと気づくはずです。その自尊、自重の精神を何とか子どもたちに持ってほしいということで、ソフト面ではある程度そういうことも実現できればと思います。特に道徳教育が中学校でも次年度から教科化されますので、授業の中で子どもたちがお互いにいじめを含めて人権について話し合いながら、自分で気づいたりして、先ほど申し上げたようないじめというゆがんだ空間が生じても、これを明るく楽しい空間になるように、そういうきっかけとして道徳の授業で生かしてもらえたらと思っています。あともう1点だけ、それでもどうしても解決困難で深刻な事案になってしまった場合、同じ空間の中にいじめた子どもといじめられた子どもが一緒に同居しなくてはならないという極めて困難な状況がありますし、それから親同士が対立してしまったり、先生や学校に対する非難、応酬に発展するという非常に難しいケースも、おそらく想定しなくてはいけないだろうと思っています。その場合、区の条例等でいろいろ制度もできていますが、私見を申し上げますと、我々のような弁護士やスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーなど、当事者ではない中立的な方を入れて和解を試みるような仲裁機関のような組織があってもよいのかなと思っています。関西の方でそういったものを実際に作っている行政もあると聞いたことがあります。墨田区の場合はそんなに問題となった事例はないとは思いますが、できれば裁判で白黒つける前の段階で、子どもたちが余り傷つかないような形でうまく軟着陸ができるような制度も作ったらどうかというのは日ごろ思っていることです。

区長 それでは、坂根委員、お願いいたします。

坂根委員 阿部委員もご指摘のように、道徳教育の教科書の採択を、この8月初めにいたしました。中学校の道徳教育ですが、いじめに関してはSNSによるものが非常によく取り上げられています。そして、今日もメディアで取り上げていたSNSによる悩み相談では、いじめ自体がSNSによるもので、そしていじめの相談もSNSによるものだったということでした。時代が変わったというようなことを感じました。しかし、私は、本当は顔の見える関係が欲しいと思います。というのは、例えば会って話をすると、表情や身振り、それから音声、そういう全体のものによ

る捉え方がありますが、文字だけだと非常にストレートに感じてしまうことが多いのではないかと思います。それがSNSによるいじめです。先ほど、阿部委員が、いじめ対策の方針のシステムや、いじめをする側と学校側のことについてお話になりましたけれども、子どもはもともと学校と家庭以外にあまり居場所がありません。ですから、学校内でのいじめは、もうそれだけで世界が終わったように思ってしまう。実際、そういうことに関する本がいろいろ出ていますが、教室だけが世界ではありません。これは「14歳の君へ」という本ですけれども、学校以外にも居場所があるということが大事ではないかと思います。それは学校、教室以外の、習い事をするところでもよいですし、それから、例えば子ども食堂や街かど食堂、そういう勉強や食事をしながら話ができる場所があるとよいのではないかと思います。子どもの貧困の問題に対しても、子ども食堂をはじめとするいろんな場所で子どもの居場所をつくるのが解決につながるのではないかと思います。もう一つ、不登校ですが、不登校というのは、現在の小・中学校、また高校だけではなく、大人になった後でもひきこもりとしてつながっています。保護者の方は現時点しか見ていないかもしれませんが、それがひきこもりになって、ひきこもりの対象年齢は39歳までですが、それ以上になって、50歳になって、親が年金生活になってもひきこもる状態の子がいるというような問題が実際に出てきます。そこら辺を考えて、啓発というか、そういうことを発表していくことも必要かと思えます。もう一つ、女子の場合はひきこもりではなく家事手伝いという名称で、実際にはひきこもる、そういう視点もあります。どうしても男性のひきこもりばかりに焦点が当たりますが、そういう視点があると、最近本で読んで気がつきました。私が一番申し上げたいのは、多様性を認める社会ですね。ダイバーシティという言葉のように、働き方だけではなく、いろんな多様性があるということです。例えば国籍や人種、それからLGBT、そういうものへの偏見や差別をなくす教育が必要です。日本社会の場合は人々に倫理観もあって、それなりに自分のことを真面目に作ってきた。ですが、一方で、異質のものが入ったときに、それを認めるのも難しいのかなと考える時もあります。国によっては、多様性を求めるために、かなり過激なプログラムのようなものを行っているところもあると思いますが、日本では地域社会に根差した多様性を認めるためのプログラムもいろいろ考えていく必要はあるのではないかと考えています。

区長 それでは、浅松委員、お願いいたします。

浅松委員 まず、いじめ問題を考えていくときに、いじめを発見、あるいは認知する初期の段階はやはり学校です。そういう意味では、やはり学校は役割も責任も大きいと思います。いじめの定義は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で、旧基準として昭和61年と平成6年度の定義があり、新基準として平成18年度からのものがあります。簡単に言いますと、旧基準は「自分より弱い者に対して一方的に」「身体的・心理的な攻撃を継続的

に加え」「相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童・生徒、いじめの内容等）を確認している」というものです。新基準では、「一方的に」「継続的に」「深刻な」という文言を削除しています。いじめとは「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と明確に言っています。それから、「学校としてその事実を確認」の部分も削除されています。しかし、平成18年度以前に学校にいた教員の方々は、私も含めて、この「一方的に」、あるいは「身体的・心理的な攻撃」、そして「継続的」という言葉が頭にどうも染み付いています。ですから、今でいうと30代後半以上の教員には、そのことが迅速かつ適切な対応の妨げになっている部分もあるのかなと思います。ですから、いじめの定義として昔の旧基準、新基準の変遷をまずしっかり頭に入れる、若い教員にもこれは必要だと思います。改めていじめ問題は重大かつ深刻なことだという認識をしてもらい、対策をしていく必要があると思っています。また、指導室の作成した、いじめ対応マニュアルというものがあります。これは、今言った定義のことも含め、改定された国の基本方針、あるいは都の方針も踏まえており、更にイラスト入りでわかりやすく、とても評価できるものだと思っています。あとは、先ほどから阿部委員や坂根委員がおっしゃっていますが、道徳の授業において、いじめをテーマに取り上げています。教科指導、あるいは特別活動、総合的な学習の時間、一般日常の生徒指導によって、教科としての道徳科を中心に包括的なカリキュラムをデザインする、これが大事なのかなと思います。包括的なカリキュラムをデザインしていくことが、いじめの防止と対策のため、そして普段子どもたちが問題解決能力を身につけていくためにも必要かなと思っています。

区長 それでは、雁部委員、お願いいたします。

雁部委員 道徳の教科化もありますが、いじめをなくすには、道徳の授業の時でもよいのですが、子どもたち自身にいじめの問題を考えさせるのが一番よいと思います。子どもたちでいじめについて会話をさせるということは、子どもたちがいじめというものを認識するという事です。もちろん先生もそばにいて見ているわけですが。詳しくは失念しましたが、そういうことをやっただこかの自治体で、いじめがかなり減ったという報告も上がっています。なので、ぜひそういうことをやってみてはどうかと思います。学校の教員はそういうのを怖がってやりたがらないですが、子ども同士の対話はすごく大事なことだと思います。それと、坂根委員からもありましたSNSについて、これは顔が見えないというところが問題なのではないでしょうか。スマホは便利で情報もたくさん取り入れることができますが、やはり大事なことは顔を合わせて話し合う、コミュニケーションをとる、そういう教育をする。要は、友達とSNSでの会話じゃなくて、顔を見て話をしましょう、そういう教育をしていくことが大事だと思います。それと、少子高齢化によって人手不足が深刻になってきますが、目指す子どもの将来像の一番上に、地域に貢献できる

自立した人というのがありますけれども、先ほど、中学生のレスキュー隊の話が出ましたが、こういったことも射ているのではないかと思います。全校でレスキュー隊ができればすごいなと思います。最後に、これからAIが普及しますので、AIの活用を視野に入れることも必要かと思えます。

区長 ありがとうございます。それぞれの視点で、いじめ・不登校についてのお話をいただきました。それでは、加藤教育長から、教育委員会として、いじめ・不登校対策についての方針ということで、お願いをしたいと思います。

教育長 いじめと不登校につきまして、学校の組織的な対応が早期発見・早期対応のために必要だということは、二つの項目について共通していると思えます。それで、いじめのゼロ宣言というのがありますが、いじめゼロ宣言はかえって危ないと私は以前から思っています。SOSを出せる子はよいですが、SOSを出せない子、言いたくない子もたくさんいると思えます。そういった子に対しては、教員の気づきが非常に重要で、教員が全体を見ることがまず必要ですが、個々を見ていく意識も必要だと思えます。これについては、指導室の研修の中に入れるとか、校長会等でも繰り返し話していくことが必要だと考えております。それから、先ほど、阿部委員の自己肯定感という話もありましたが、やはり成功体験が自己肯定感を得るために効果があります。特に学力の高い子は割合自己肯定感が高いです。成功体験もあり自信もあります。だから、学力向上も、そういうことも視野に入れて取り組んでいくことが必要だと考えています。それから、不登校については、いろんな原因がありますが、大人が見た原因と子どもが自分で思っているものは違いますので、この辺はきちんと把握をしていかなければならないと思えます。ただし、原因について、除去できるものは学校として除去しなければなりません、除去できないものが必ず出てくると思えます。時間をかけていかななくてはいけないものも出てきます。そうすると、子どもたちにはそういう原因について乗り越える力、乗り越える視点、考え方が必要となります。それらを教員が子どもたちに伝えていくというのも一つだと思えます。また、不登校になる前にチェックして対応しなくてはということで、去年チェックリストを作り学校に配布しています。これを活用していけば、不登校になる前に教員が把握して対応できるようになると思えます。あともう一つ、いろいろな事例を見ていると、深刻な子については無理に学校に来さずのはどうなのかということです。学校でみんなと一緒に教育活動を行っていくのが一番よいですが、それがすごく苦痛になる子も必ず出てくると思えます。その場合は段階を経ていかななくてはならないので、ステップ学級などで段階を置いて、それで学校復帰を目指していきます。そういう子たちについては、その子たちのペースに合わせつつ導いていくということがソフト面では必要になってきますので、教育委員会として対応していきたいと考えております。

区長 それぞれご意見をいただきました。例えば浅松委員のいじめの定義に関わる現場の先生方

の感覚、スピード感、距離感というか、そういう現場のお話が聞けて大変参考になりました。それから、阿部委員の、制度としては大分整ってきてはいても、そこから先をどうしていくかということ。そして、制度や認識も共有しつつある中で、これからは子どもたちにも考えさせなくてはいけないという雁部委員の意見は、まさにそういうところなのかなと思いました。理想を申し上げれば、意識の共有、つまりいじめはいけないということをみんなが共有すれば、なくなっていくのかなということですね。それから、坂根委員のお話、しない、させない、見逃さない、その中の、いじめは見逃さないについて、SNSでやられたら、見逃すも見逃さないも、見つけられないという時代になっているのかもしれないなんて一瞬思いました。そしてそれを解決しようと思って相談するのがまたSNSという、その世界って一体どうなっているのかなというのも興味深いお話でした。未然防止、早期発見・対応、それから、人権教育という言葉が出たり、道徳にもつながるといった話も出たりと、どこからそういうことが起きていると教員や親がしっかり察知をする。そういうコミュニケーションが取れているかどうかによって、作ってきた制度が生きてくるなという、原点がそこにあるのかなと思います。いじめる子というのは、昔でいうとガキ大将ですね。いじめる子は強い子で、リーダーシップがある子だけれども、そういう行き過ぎた子を見極める力が必要です。傍観者と言われる子たちからも多分何かヒントが出ているのかなと思いますし、同調しながらはやし立てる子もいれば、悪いことをやっているなと思いながら口に出せない子もいるという、その子どもたちの態度の中を見極める教員のスキルが、やはり大事だと思います。学校内でそういうことが起きないように、しっかりとそれぞれの人間関係、親子関係を見極め、教員と子どもたちでコミュニケーションをとっていただきながら、うまく制度やマニュアルを活用していく必要があるのかなという感想を持ちました。それから、不登校について、これも今日的な課題として認識をしております。ゼロ宣言ということではないにしても、墨田区内で通っている子たちは何とか学校に再開復帰して頑張っていて、頑張ると言うともたその子たちにとってつらいことになる言葉なのかなとも思いますが、やはり不登校が契機になり人生が先へ進めなくなってしまうということは、我々として一番やってはいけないことだと思います。それから、「将来、社会で活躍し、地域に貢献できる自立した人」という我々の作った将来像もありますので、何とか不登校になってしまった子どもたちが再チャレンジできる、そういう社会、そういう環境整備をしっかりとしていかなければいけないと思います。きっかけをうまく察知して、一番よい環境に置いてあげる中で、防止をし、再チャレンジをしてもらう環境を我々大人が作っていくのだなということを感じたところです。ぜひ、学校教育の中で、さまざまな資源を活用して、それから加藤教育長が言っていた不登校についての教育委員会の取り組みを充実させていただいて、何とか子どもが不登校にならないよう、または、なったとしてもちゃんと再登校できるように、引き続き努力をしていきたいと思っております。これは、区長として、総合教育会議で

は課題、また進捗状況という中で、ぜひよい傾向になってくる取り組みを頑張っていたきたいと申し上げて、この議題についてのまとめとさせていただきたいと思います。それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。事務局から何か連絡事項はありますか。

(連絡事項なし)

区長 それでは、これをもちまして、第9回墨田区総合教育会議を閉会いたします。